



令和8年10月1日

兵庫労働局長
金 成 真 一 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山 口 隆 英

兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和8年7月13日付け兵労発基 0713 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

兵庫県鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
兵庫県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者
(1) 鉄鋼業
(2) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）に掲げる産業に分類されるものに限る。）
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
(1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
(2) 雇入れ後 6 月未満の者であつて、技能習得中のもの
(3) 次に掲げる業務に主として従事する者
イ 清掃、片付け又は賄いの業務
ロ 軽易な運搬の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1, 2 3 1 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 8 年 12 月 1 日